

## 通信契約の成立時期が変わる？

法務・コンプライアンス室（監修 弁護士 三浦雅生）

今年4月に改正民法（以下「新民法」）が施行されます。旅行取引への影響として昨年8月号の法務の窓口「旅行業約款は定型約款です」では、新民法において約款に関する規定が整備されたことを書きました。

今回は、「契約の成立時期」について取り上げます。

### 申込みと承諾による契約成立の明示

契約は、「申込み」の意思表示に対して相手方が「承諾」の意思表示をすることによって成立しますが、現行の民法（以下「現民法」）にはいつの時点で契約が成立するのか明文の規定がありませんでした。

そこで、新民法では、相手方が承諾したときに成立することが明示されました（新第522条1項）。

### 発信主義から到達主義へ

では、いつの時点で「申込み」、「承諾」の意思表示が効力を生ずるのでしょうか。対面で申込みを行うときの意思表示は直ちに相手に

到達し効力を生ずることは明白ですが、離れた相手（隔地者間）への意思表示は到達するまでに時間を要するため、現民法では申込みの意思表示は相手方に到達した時から効力を生ずる（到達主義）と規定しています（第97条1項）。「旅行を申込み」という意思表示が旅行者に到達してはじめて申込みの効力が発生するというごく当たり前な取扱いですが、この規定は物理的に離れた相手方（隔地者間）に対する意思表示の規定として置かれていません。

一方、隔地者間の契約の申込みに対する承諾については、現民法では例外的に意思表示の効力発生時期が発信の時とされています（第526条1項）。これは、契約が成立する時期を到達時点にするよりも発信時点で早期のほうが取引を迅速に行うことができ、早期に契約関係を安定させられると考えられていたからです。しかしながら、承諾の書面を郵送で行う時代であればともかく、インターネットなど瞬時に相手方に申込みの意思表示が到達するものに取って発信主義を採る必

要性はなくなつたため、「お申込みを承りました」と画面上で表示するなど電子承諾通知を発信する場合は第526条1項を適用しないこととしました（2001年施行、電子消費者契約法第4条1項）。この結果、標準旅行業約款の「通信契約の成立時期」は「当社が契約の締結を承諾する旨の通知を發した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を發する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。」という複雑な文章となつていきます。新民法では、申込みについて到達主義に変更はないものの、承諾についても到達主義に統一されることになり、第526条1項、電子消費者契約法第4条とも削除されることとなりました。

### 標準旅行業約款の変更

これにより標準旅行業約款の変更が必要となりますが、現在、観光庁において改正内容が検討がされています。

本稿作成時点で明らかではありませんが、通信契約の成立時期は「当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時」という主旨に修正される見込みです。

標準旅行業約款の改正については、今後あらためてご案内を致しますので必ずご確認ください。（杉原）